

安全低下なければ申請不要

国交省

計画変更手続き明確化

国土交通省は、改正建築基準法の円滑な運用に向け、計画変更手続きを明確化するとともに、建築確認申請時に添付が義務付けられている構造方法、材料の大臣認定書の写しの扱いを見直す。計画変更手続きでは、開口部などを変更する際、構造安全性が低下しないことを確認できれば「軽微な変更」として扱い、計画変更の申請を不要とする。認定書の写しについては、審査機関が審査に支障がないと判断した場合、添付を省略できるものとする。同省は11月中旬に施行規則を改正し、法改正による厳格化で審査が滞りがちだった確認申請手続きを円滑にする。

計画変更手続きの見直しが必要となり、申請者は、構造安全性、防火・避難性能が低下しない間仕切りや、開口部の変更について、計画変更を申請しなくてもいい「軽微な変更」として扱う。現行では構造、防火規定に抵触する計画変更を行う場合、構造安全性などに影響がなくても変更

手続きが必要となり、申請者からは工期延長を懸念する指摘が多く出されていた。施行規則改正後は、窓の開口部を当初計画から小さくしたり、位置を変更する際に耐力壁の再計算により構造安全性が担保されれば、計画変更手続きは必要ない。大臣認定書の写しの取

り扱いについては、審査機関が認定内容を記載した構造・材料等便覧で内容を確認できると、審査に支障がない場合は確認申請への添付を省略できるものとする。例えば、戸建て住宅を複数建設する際、防火設備などの仕様が一括で同一の場合は、代表となる二戸に認定書の写しを添付すれば、ほかの住宅の確認申請には写しを添付する必要がなくなる。例えば、戸建て住宅を複数建設する際、防火設備などの仕様が一括で同一の場合は、代表となる二戸に認定書の写しを添付すれば、ほかの住宅の確認申請には写しを添付する必要がなくなる。例えば、戸建て住宅を複数建設する際、防火設備などの仕様が一括で同一の場合は、代表となる二戸に認定書の写しを添付すれば、ほかの住宅の確認申請には写しを添付する必要がなくなる。

した確認申請の出し控えへの影響について、住宅局建築指導課は「認定書の写しを出す必要はないだけの話なので、申請作業への影響は少ない」としている。

改正建基法

経済への影響懸念

山田 東建会長 柔軟な対応を要請

建築確認の手続き厳格化するとの考えを示した。建築確認申請時に添付が義務付けられている構造方法、材料の大臣認定書の写しの扱いを見直す。計画変更手続きでは、開口部などを変更する際、構造安全性が低下しないことを確認できれば「軽微な変更」として扱い、計画変更の申請を不要とする。認定書の写しについては、審査機関が審査に支障がないと判断した場合、添付を省略できるものとする。同省は11月中旬に施行規則を改正し、法改正による厳格化で審査が滞りがちだった確認申請手続きを円滑にする。

建築確認の手続き厳格化するとの考えを示した。建築確認申請時に添付が義務付けられている構造方法、材料の大臣認定書の写しの扱いを見直す。計画変更手続きでは、開口部などを変更する際、構造安全性が低下しないことを確認できれば「軽微な変更」として扱い、計画変更の申請を不要とする。認定書の写しについては、審査機関が審査に支障がないと判断した場合、添付を省略できるものとする。同省は11月中旬に施行規則を改正し、法改正による厳格化で審査が滞りがちだった確認申請手続きを円滑にする。

建築確認の手続き厳格化するとの考えを示した。建築確認申請時に添付が義務付けられている構造方法、材料の大臣認定書の写しの扱いを見直す。計画変更手続きでは、開口部などを変更する際、構造安全性が低下しないことを確認できれば「軽微な変更」として扱い、計画変更の申請を不要とする。認定書の写しについては、審査機関が審査に支障がないと判断した場合、添付を省略できるものとする。同省は11月中旬に施行規則を改正し、法改正による厳格化で審査が滞りがちだった確認申請手続きを円滑にする。

建築確認の手続き厳格化するとの考えを示した。建築確認申請時に添付が義務付けられている構造方法、材料の大臣認定書の写しの扱いを見直す。計画変更手続きでは、開口部などを変更する際、構造安全性が低下しないことを確認できれば「軽微な変更」として扱い、計画変更の申請を不要とする。認定書の写しについては、審査機関が審査に支障がないと判断した場合、添付を省略できるものとする。同省は11月中旬に施行規則を改正し、法改正による厳格化で審査が滞りがちだった確認申請手続きを円滑にする。

建築確認の手続き厳格化するとの考えを示した。建築確認申請時に添付が義務付けられている構造方法、材料の大臣認定書の写しの扱いを見直す。計画変更手続きでは、開口部などを変更する際、構造安全性が低下しないことを確認できれば「軽微な変更」として扱い、計画変更の申請を不要とする。認定書の写しについては、審査機関が審査に支障がないと判断した場合、添付を省略できるものとする。同省は11月中旬に施行規則を改正し、法改正による厳格化で審査が滞りがちだった確認申請手続きを円滑にする。

建築確認の手続き厳格化するとの考えを示した。建築確認申請時に添付が義務付けられている構造方法、材料の大臣認定書の写しの扱いを見直す。計画変更手続きでは、開口部などを変更する際、構造安全性が低下しないことを確認できれば「軽微な変更」として扱い、計画変更の申請を不要とする。認定書の写しについては、審査機関が審査に支障がないと判断した場合、添付を省略できるものとする。同省は11月中旬に施行規則を改正し、法改正による厳格化で審査が滞りがちだった確認申請手続きを円滑にする。

建築確認の手続き厳格化するとの考えを示した。建築確認申請時に添付が義務付けられている構造方法、材料の大臣認定書の写しの扱いを見直す。計画変更手続きでは、開口部などを変更する際、構造安全性が低下しないことを確認できれば「軽微な変更」として扱い、計画変更の申請を不要とする。認定書の写しについては、審査機関が審査に支障がないと判断した場合、添付を省略できるものとする。同省は11月中旬に施行規則を改正し、法改正による厳格化で審査が滞りがちだった確認申請手続きを円滑にする。

建築確認の手続き厳格化するとの考えを示した。建築確認申請時に添付が義務付けられている構造方法、材料の大臣認定書の写しの扱いを見直す。計画変更手続きでは、開口部などを変更する際、構造安全性が低下しないことを確認できれば「軽微な変更」として扱い、計画変更の申請を不要とする。認定書の写しについては、審査機関が審査に支障がないと判断した場合、添付を省略できるものとする。同省は11月中旬に施行規則を改正し、法改正による厳格化で審査が滞りがちだった確認申請手続きを円滑にする。

19年 10月 31日

建設通信新聞